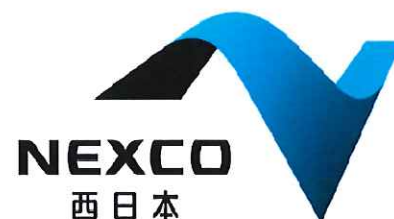

工事契約・工事管理等に関する 改善の取組みについて

平成 27 年 4 月

みち、ひと…未来へ。



《見直しの背景》

NEXCO

昨今、入札不調、精算不調等の発生が高まっており、保全系工事のみならず建設系工事においても応札者が急速に減少するなど、適切な競争環境の確保、着実な事業実施が危惧されている状況にあります。

また、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の改正（H26.6）では、担い手の中長期的な育成・確保の観点から公共工事施工者の適正な利潤が確保されるよう、発注者による設計、工事等の適正化が謳われているところです。

入札契約制度、積算基準・工事管理等について、総合的な見直し、改善方策を引続き実施します。

改善の取組み項目について（平成27年4月）

平成27年4月現在の工事契約・工事管理等に関する改善の取組み概要は以下のとおりです。

1.入札契約制度に係る改善の取組み（P4～P10）

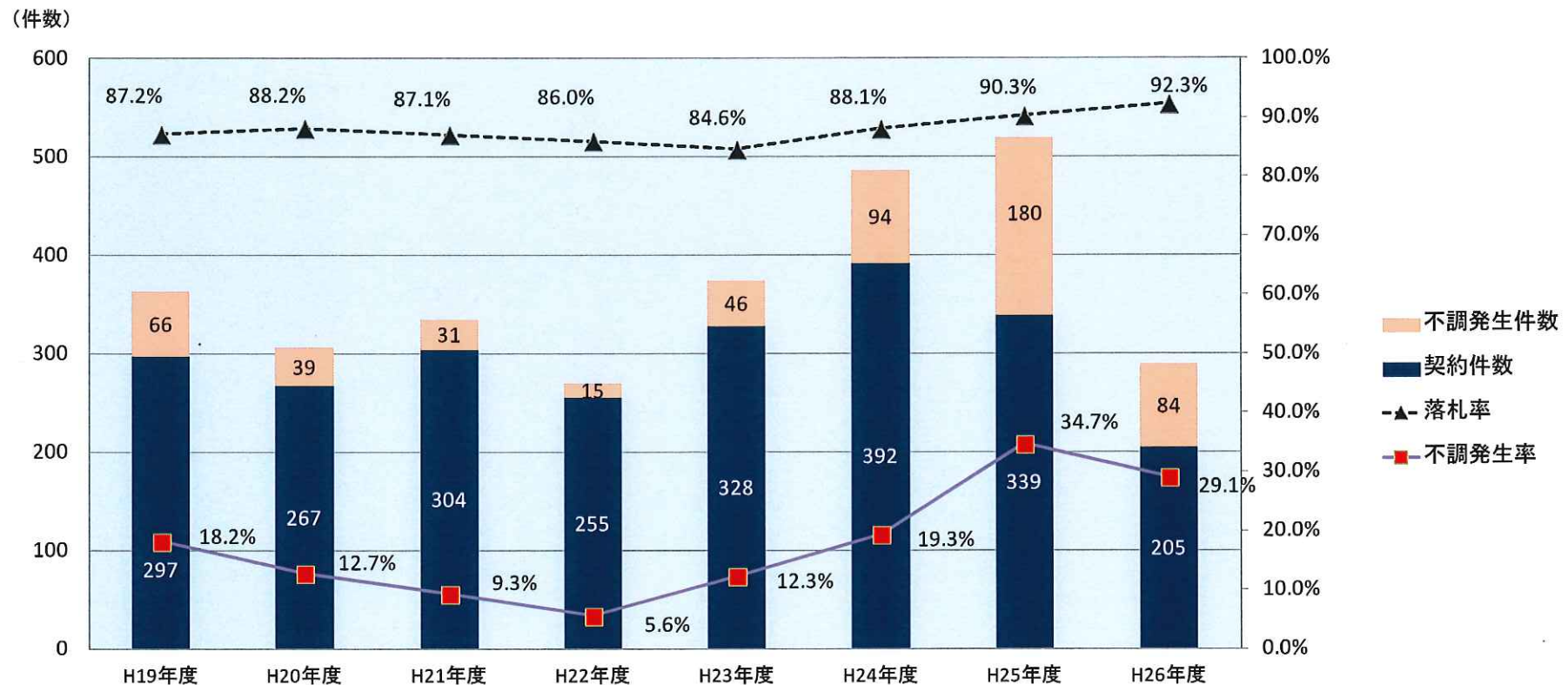
2.積算基準に関する改善の取組み（P11～P13）

3.工事管理に関する改善の取組み（P14～P16）

工事の不調の発生状況

NEXCO

NEXCO西日本では、不調発生率が年々上昇しH25年度では34.7%となっています。
H26年度※では29.1%に低減しておりますが、依然、高い状況となっています。



※ 随意契約を除く

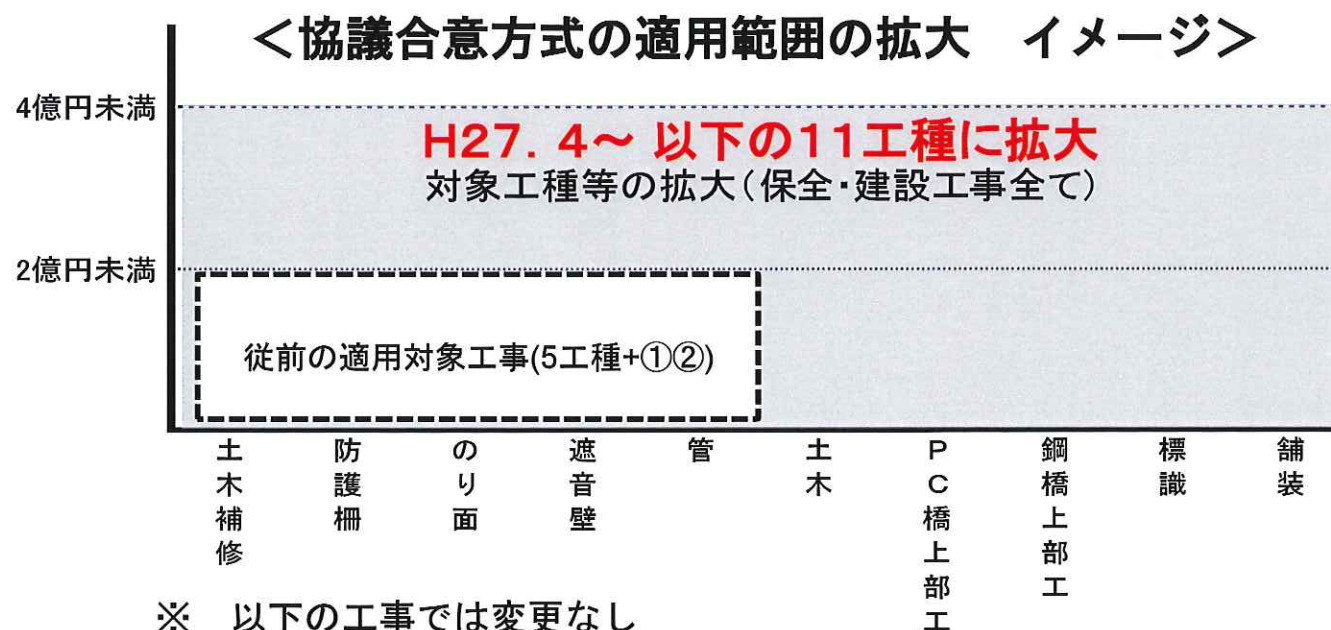
※H26年度は平成26年4月～平成27年2月までの集計値

1. 入札契約制度に係る改善の取組み

1) 「協議合意方式」の対象工種及び金額を拡大します。(H27. 4～)

本方式は、入札不調に対応するために平成25年10月から試行的に実施しているところですが、入札不調を低減させる効果が認められるため、平成27年4月より対象工種及び金額を拡大します。

なお、本方式の適用対象工事は、各工事の入札公告時において、“協議合意方式”である旨、記載します。



※ 以下の工事では変更なし

① 建築工事 (保全・建設系 4億円未満)

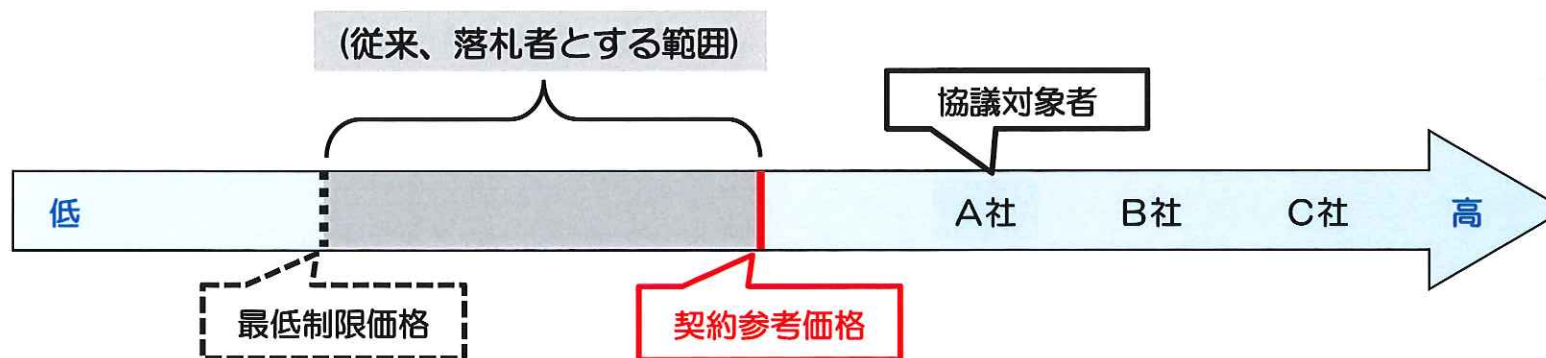
② 料金所通路設置工事 (保全系 WTO基準額 (20.2億円) 未満) は20.2億円未満に適用

1. 入札契約制度に係る改善の取組み

1) 「協議合意方式」の対象工種及び金額を拡大します。(H27. 4～)

最低入札金額が当社設計金額を上回った場合でも、最低入札金額の入札者を協議対象者として協議し、当社設計金額を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ当該入札者と契約できる制度です。公募・併用型指名競争入札により対象工事を限定して実施していきます。

＜参考：新たな制度導入による落札者の決定方法＞（例：最低制限価格を設定する場合）



（本制度においては、当社設計金額「契約制限価格」を「契約参考価格」とします）

[対象工事] (H27年4月現在)

NO	内 容
①	土木工事、舗装工事、PC上部工工事、鋼上部工工事、標識工事、建築工事、土木補修工事、管工事、のり面処理工事、防護さく工事及び遮音壁工事のうち、契約参考価格が4億円未満の工事
②	①に掲げるもののほか、道路の維持、修繕及び改良に関する土木補修工事のうち料金所地下通路設置工事並びに道路の維持、修繕及び改良に関する建築工事のうち料金所管理用通路新築工事及び車線横断用安全通路新築工事

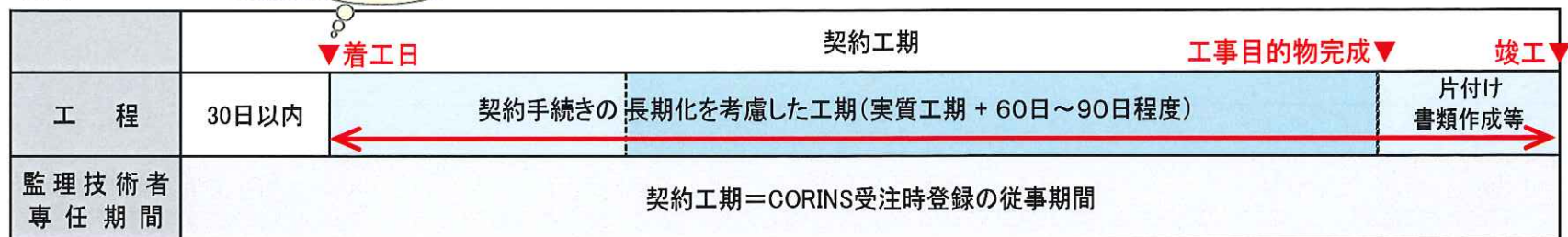
1. 入札契約制度に係る改善の取組み

2) 「柔軟な工期設定(フレックス工期)」が可能な工事発注を行います。(H27. 4～)

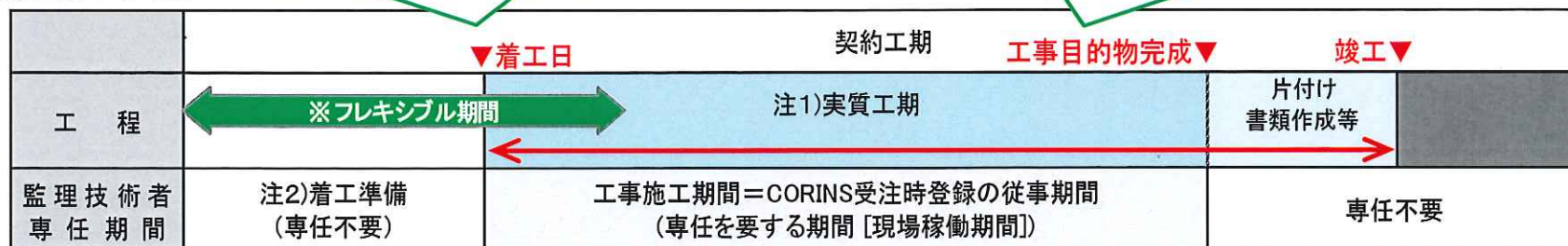
着工日は契約後30日以内と定めていましたが、現場条件により着工日を契約後30日以内にかかわらず設定することを可能とします。

これにより、入札参加予定者が、現地状況を考慮しつつ監理技術者等を配置できるようにします。なお、本方式の適用対象工事は、各工事の入札公告時において、“フレックス工期”である旨、記載したものに限りします。

標準



入札公告に別途定める場合



1. 入札契約制度に係る改善の取組み

3) 「価格落札方式」による工事発注を、引続き行います。(H26.7～試行中)

本方式は、平成26年7月より、価格落札方式による適用対象工事を、契約制限価格が4億円未満の工事を対象に実施しています。

また、競争参加者が少ない中、入札不調に対応するため、技術的にも比較的画一化、平準化されている部分が多い、土木工事のうち橋梁下部工工事、道路の維持、修繕及び改良に関する舗装工事、PC上部工工事及び建築工事の4工種については、契約制限価格が政府調達協定基準額未満に拡大しています。

※特別の事情(技術的に高難度、特異な現場条件等)が認められる場合を除く。

4) 「不落札協議方式」の適用を、適宜図ってまいります。(H26.12～継続)

大規模工事においても入札不調が一部発生していることから、現場条件等(地域事情、施工条件、適正な工期の確保等)を十分に確認し、本方式の運用を図ってまいります。

なお、本方式の適用対象工事は、各工事の入札公告時において、“不落札協議対象”である旨、記載します。

1. 入札契約制度に係る改善の取組み

4) 「不落札協議方式」の適用を、適宜図ってまいります。

条件付一般競争入札の結果不落札の場合、当該工事が特殊な条件下短期的地域的な需給関係の変動その他の弊社において積算基準その他の標準的手法により契約制限価格の設定が困難な工事について、入札者と技術的協議を行い、単価歩掛り施工方法その他の技術的事項に妥当性であると認められるときは、協議の結果を用いて設計価格を定め、これに基づく契約制限価格により見積競争を行います。

〔不落札協議の流れ〕 ※ 最低制限価格を設定した場合

条件付一般競争入札の結果、不落札発生



入札額の低い順に3社（A社B社C社）程度と技術的協議

※ 場合によっては、設計額の見直し

協議後、全入札参加者による見積競争

1. 入札契約制度に係る改善の取組み

5) 「工事における総合評価落札方式の技術提案に係る負担軽減」を適宜図ってまいります。(H26.12～継続)

工事における総合評価落札方式の技術提案において

- ➡ 過大な提案と判断したものについては、加点評価しないものとし入札前に事前通知を行う。
- ➡ 契約手続き完了後、個々の応募者に対し、加点評価しなかった提案を通知し、受注者には当該提案についての履行義務を課さない。
- ➡ 併せて、過大な技術提案を極力未然に排除するため、過大と考えられる代表的な事例を公表する。【HP参照】

http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/consideration_20140701.pdf

2. 積算基準に係る改善の取組み



(1) 積算基準の改正＜平成27年4月1日改定概要＞

【土木工事積算基準の改定】

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/#section6>

◇のり面工(種吹付工、植生基材吹付工)、交通安全・管理施設工(ガードレール)及び床版増厚工(床版防水工・グレードⅠ)について、市場単価方式を採用

(参考) ◆H26.7及び●H26.10改正時にも、不調工事で乖離の大きい代価について、以下の見直しを随時行っています。

◆コンクリート、支保工、型枠等の歩掛、施工機械、職種の見直し(上方修正)

<http://www.ri-nexco.co.jp/Publishing/tabid/157/Default.aspx>

●材料価格は建設物価(一般財団法人建設物価調査会)と積算資料(一般財団法人経済調査会)に掲載されている実勢価格を平均して採用

●小規模な土工工事に対応するため、特小規模土工(おおよそ5000m³未満)の歩掛を新規制定

●高速道路上での交通規制作業について実態調査により歩掛、労務職種を見直し(上方修正)

●トラッククレーンの調達が困難となっている現状を踏まえ、トラッククレーン(5t以上100t未満)をラフテレーンクレーンに機種変更

2. 積算基準に係る改善の取組み



(1) 積算基準の改正＜平成27年4月1日改定概要＞

国の積算基準改定に伴い、弊社においても以下の調査等積算基準における諸経費率の見直しを行っています。

【調査等積算基準の改定】

- ◇設計業務(機械・電気・通信に係る業務を含む)及び土質地質調査(技術業務)の一般管理費等の割合(β)について見直し
- ◇測量及び土質地質調査(調査業務)の諸経費率について見直し
- ◇施工管理業務のその他原価の割合(α)、一般管理費等の割合(β)について見直し

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/#section6>

2. 積算基準に係る改善の取組み



<その他>

◇土木工事積算基準、施設工事積算基準における諸経费率(現場管理費・一般管理費等)については、平成27年5月に改定を予定しております。

◇支社において実施している生コンクリート、アスファルト混合物、セメント、骨材、砕石等の定期的に調査している材料価格調査結果(支社単価)について、平成27年4月以降、該当支社等において閲覧致します。

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/#section6>

3. 工事管理に係る改善の取組み（適切な設計変更）

(1) 工事管理の改善

→『品確法』の理念を踏まえ、発注者の意識改革及び対応姿勢の改善を図るため設計変更がドラインに発注者の責務等を明示。（H26.7～）

- 受発注者は共に協力して事業を進めていく立場。
- 受注者が適正な利潤を確保できるよう、発注者においても適切な仕様書等を作成し、必要に応じて適切に請負代金、工期の変更を行う。
- 工事は、受発注者どちらから見ても必要性が認められるものを実施することが基本。この場合、適切に費用を計上する。
- 受注者のみが自らその必要性を判断し、追加対策等を実施することなどは極力排除し、軽微なものなど、限定的とする。

⇒各種研修・会議等により社員、施工管理員への周知徹底を図る。

3. 工事管理に係る改善の取組み



(2) 条件明示の徹底、適切な設計変更

◇平成27年4月 設計変更ガイドライン改定の概要

- ✓ 書面主義の徹底（適切な変更指示）の明記
- ✓ 補助業務の内容に応じた費用負担の具体例等を明記
- ✓ 割掛項目の検測項目化及び割掛項目の数量明示等を新設
 - ・割掛費用の規模及び変更要因の程度を勘案し、検測項目として取扱うことのできる具体例の明示
 - ・条件変更が生じた場合に限り、変更協議の対象とできる旨を記載（受発注者の認識乖離を解消）
- ✓ 新単価協議の手続きに加え、変更単価、諸経費、工事一時中止増加費用の各協議の手続きについてガイドラインに新設

（参考） ◆H26.7改正時に、適切な設計変更についての見直しとして、以下の改定を行っています。

➡（新単価） H26.7以降の工法変更指示～適用

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/2-01.pdf>

- ・当初落札率を考慮しないケースの適用を拡大（当初契約に類似の契約単価が無い新規工種）
- ・当初落札率を考慮するケースの下限値を0.9⇒0.95

3. 工事管理に係る改善の取組み

NEXCO

(3)適切な増加費用の計上

- ➡（工事一時中止）【一時中止ガイドライン参照】（H26.7～適用）

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/2-02.pdf>

一時中止にあたり作成する基本計画書に、発注者の指示に基づき工事の再開後の工程短縮方策についても明記し、合意することにより、工程短縮に係る現場管理費用の増についても適切に費用計上する。

- ➡（地域外からの労働者、建設資材調達に係る設計変更（試行））（H26.7～適用）
契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することを試行する。